

吸收合併に係る事前開示書面
(吸收合併に係る事前備置書面)

2020年12月1日

O S J B ホールディングス株式会社

吸収合併に係る事前開示書面

2020年12月1日

東京都江東区豊洲五丁目6番52号
O S J B ホールディングス株式会社
代表取締役社長 大野達也

オリエンタル白石株式会社によるO S J B ホールディングス株式会社の吸収合併に係る事前開示 (会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

当社は、オリエンタル白石株式会社（以下「オリエンタル白石」といいます）との間で2020年11月13日付で締結した吸収合併契約に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、オリエンタル白石を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行うこととしました。本合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 合併契約の内容

本合併にかかる合併契約は、別紙1をご参照下さい。

2. 合併対価の相当性に関する事項

（1）合併対価の総数又は総額の相当性に関する事項

吸収合併存続会社となるオリエンタル白石は、当社の完全子会社であり、合併後もグループ全体の株式価値に変化はないものと考えているため、合併比率を1：1とし、当社の普通株式（当社が保有する自己株式は除く。）1株に対して、オリエンタル白石の普通株式1株を割当て交付いたします。

本合併により交付するオリエンタル白石の新株式数（予定）は、普通株式118,929,949株であり、当社の2020年9月30日現在の発行済普通株式数122,513,391株から同日現在の同社が保有する自己株式数3,583,442株を控除した株式数であります。なお、今後、自己株式数の変動等により、新規発行株式数は変動する可能性があります。

本合併は、完全親子会社間の合併であり、当社の株主構成と合併後のオリエンタル白石の株主構成に基本的な変化はありません。また、当社の普通株式1株に対してオリエンタル白石の普通株式1株を割当てるところから、各株主の保有する権利内容にも実質的な変更は生じないことから、合併対価は相当であると判断しております。

（2）合併対価としてオリエンタル白石の普通株式を選択した理由

本合併後、オリエンタル白石は東京証券取引所市場第一部に上場する予定であり、また、本合併により当社の株主の皆様に与える影響を最小限にするため、本合併の対価は、オリエンタル白石の普通株式といたしました。

（3）当社の株主の利益を害さないように留意した事項

上記のとおり、本合併によりグループ全体の株式価値に変化はなく、合併比率を1：1としていることから、当社の株主の皆様の利益を害さないものと判断いたしました。なお、オリエンタル白石に

においては、本合併の効力が生じることを条件として、オリエンタル白石の定款を、当社の定款とほぼ同じ内容に変更する予定であります。

3. 合併対価について参考となるべき事項

(1) 存続会社の定款

オリエンタル白石の定款については、別紙2をご参照下さい。なお、オリエンタル白石は、本合併の効力が生じることを条件として、オリエンタル白石の定款を、当社の定款とほぼ同じ内容に変更する予定であります。変更後の定款については別紙2の「参考資料」をご参照ください。

(2) 本合併対価の換価方法・市場価格等

存続会社であるオリエンタル白石は、本合併の効力発生日である2021年4月1日に、東京証券取引所市場第一部に上場する予定であります。オリエンタル白石の上場後、本合併対価の取引の媒介・取次等については、国内の各証券会社にお問合せください。

現時点においてオリエンタル白石の普通株式には譲渡制限が付されており、株式を譲渡するためには、オリエンタル白石の承認を得る必要がありますが、オリエンタル白石において、本合併の効力発生を条件として定款変更を行い、譲渡制限を撤廃する予定であります。

なお、オリエンタル白石は2021年4月1日に上場予定であることから、現時点において、市場価格はありません。

(3) オリエンタル白石の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

オリエンタル白石の計算書類については公告を行っておりますので、記載を省略いたします。なお、最終事業年度における計算書類等については、別紙3をご参照ください。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併後のオリエンタル白石の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後のオリエンタル白石の収益状況及びキャッシュフローの状況について、オリエンタル白石の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併後におけるオリエンタル白石の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7. 本書面の備置開始日後、記載事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

該当事項はありません。

以上

別紙 1

吸收合併契約書（写）



吸收合併契約書

オリエンタル白石株式会社（以下「甲」という。）及びOSJBホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、次のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社として合併する（以下「本件合併」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

- (1) 甲 (商号) オリエンタル白石株式会社
(住所) 東京都江東区豊洲五丁目6番52号
- (2) 乙 (商号) OSJBホールディングス株式会社
(住所) 東京都江東区豊洲五丁目6番52号

第3条（本件合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

- 1 甲は、本件合併に際して、乙の株主に対し、その有する乙の株式に代わる金銭等として、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（甲及び乙を除く。）が保有する乙の株式数の合計数（会社法第785条第1項に基づく株式買取請求に係る株式数を除く。）に1を乗じて得た数の甲の株式を交付する。
- 2 甲は、効力発生日に、前項に定める乙の株主に対し、それぞれ、その所有する乙の株式1株につき、甲の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（増加すべき資本金及び準備金の額）

本件合併により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりとする。ただし、会社計算規則第35条及び第36条に基づき変更が必要となる場合は、甲及び乙が協議の上定める。

- (1) 資本金：金5億円
- (2) 資本準備金：増加しない。
- (3) 利益準備金：増加しない。

第5条（株主総会）

- 1 甲は、会社法第796条第1項に基づき、本件合併に関する株主総会の承認を得ることなく乙と合併する。

- 2 乙は、本件合併の効力発生日の前日までに、本契約及び本件合併に必要な事項につき株主総会の承認を得るものとする。

第6条（効力発生日）

本件合併の効力発生日は、2021年4月1日とする。但し、本件合併に係る手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日前日の乙の資産及び負債並びに権利義務の一切を承継するものとする。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運用を行うものとし、自己の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は将来の損益状況に大幅な変動をもたらす行為を行う場合には、相手方と協議するものとする。

第9条（剰余金の配当）

- 1 乙は、本件合併が効力を生じることを条件として、乙の2021年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことについて、第5条第2項に記載の株主総会において承認を得るものとする。
- 2 甲は、本件合併により、前項に定める乙の株主総会決議に基づく乙の株主又は登録株式質権者に対する配当金の支払義務を承継する。

第10条（議決権）

甲は、効力発生日までに、会社法第124条第4項に基づき、本件合併により甲の普通株式の割当交付を受けた乙の株主に対し、2021年6月に予定する本件合併後の甲の定期株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行うものとする。

第11条（本件合併に伴う甲の定款変更等）

- 1 甲は、本件合併の効力発生日の前日までに、本件合併が効力を生じることを条件として、本件合併のために必要となる発行可能株式総数の変更、株式にかかる譲渡制限を撤廃すること、単元株式数の導入、監査等委員会設置会社とすること、役員の選任その他必要な事項につき、株主総会の承認（会社法第319条により株主総会の決議が省略される場合を含む。）を得るものとする。
- 2 甲及び乙は、本件合併に際し、甲の普通株式が効力発生日において東京証券取引所市

場第一部に上場されるよう、必要な手続きを行うものとする。

第12条（合併条件の変更又は本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産に重大な変動が生じた場合には、甲乙協議の上、本件合併に係る条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第13条（本契約の効力）

本契約は、その実行に関し、監督官庁若しくは金融商品取引所等の許可等が必要な場合において、当該許可等が得られない場合には、その効力を失う。

第14条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関して必要な事項があるときは、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2020年11月13日

甲： 東京都江東区豊洲五丁目6番52号

オリエンタル白石株式会社

代表取締役社長 大野達也



乙：

東京都江東区豊洲五丁目6番52号

OSJBホールディングス株式会社

代表取締役社長 大野達也



別紙2

定 款

制 定 昭和27年10月21日
現行改正 令和2年6月16日

オリエンタル白石株式会社

定 款

制 定 昭和 27 年 10 月 21 日
現行改正 令和 2 年 6 月 16 日

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、オリエンタル白石株式会社と称する。英文ではO r i e n t a l
S h i r a i s h i C o r p o r a t i o n と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) プレストレストコンクリート建設工事の調査、設計、請負及び監理
- (2) プレストレストコンクリート製品の設計、製造及び販売
- (3) 一般土木・建築工事の調査、設計、請負及び監理
- (4) 住宅・店舗・商業施設等の建設・販売並びに開発用地の買収、造成及び販売に係る開発事業
- (5) 土木建築材料の製造、販売及び販売代理
- (6) 土木建築機械の製造、加工、修理、販売、販売代理及び賃貸
- (7) 太陽光による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売
- (8) 不動産の売買、賃貸、管理、運営、仲介、斡旋及びコンサルティング
- (9) 損害保険の代理業
- (10) 陸上運送業及び倉庫業
- (11) レクリエーション、老人福祉、教育、医療等に関する施設の管理、運営
- (12) コンピュータシステムの開発、運用、保守業務並びにソフトウェアの開発、販売
- (13) 農林水産物の生産、加工、販売及び関連施設の運営並びに農林水産業関連技術の取得、開発、実施許諾及び販売
- (14) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都江東区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、20,000 株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(自己の株式の取得)

第 8 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株式の譲渡制限)

第 9 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 10 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に設定者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第 13 条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(株式取扱規則)

第 14 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招集手続)

第 15 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第 16 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(定時株主総会の基準日)

第 17 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集者及び議長)

第 18 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第 19 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 20 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権行使することができる。

2 代理権を証する書面は、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第 21 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 22 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 23 条 当会社の取締役は 3 名以上とする。

(取締役の選任)

第 24 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第 25 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び業務執行取締役)

第 26 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- 3 代表取締役は、取締役会の決議に従い会社の業務を執行し、各自会社を代表する。

(取締役会の招集者及び議長)

第 27 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集手続)

第 28 条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 33 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役である者を除く）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(相談役及び顧問)

第 34 条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

第 5 章 監査役

(監査役の員数)

第 35 条 当会社の監査役は 1 名以上 3 名以内とする。

(監査役の選任)

第 36 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 37 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 40 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 45 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

参考資料「変更後の定款」

定 款

制 定 昭和 27 年 10 月 21 日
現行改正 令和 3 年 4 月 1 日

オリエンタル白石株式会社

定 款

制 定 昭和 27 年 10 月 21 日

現行改正 令和 3 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、オリエンタル白石株式会社と称する。英文ではO r i e n t a l
Shiraishi Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理すること、ならびにこれに付帯または関連する一切の業務を行うことを目的とする。

- (1) プレストレストコンクリート建設工事の調査、設計、請負及び監理
- (2) プレストレストコンクリート製品の設計、製造及び販売
- (3) 一般土木・建築工事の調査、設計、請負及び監理
- (4) 住宅・店舗・商業施設等の建設・販売並びに開発用地の買収、造成及び販売に係る開発事業
- (5) 土木建築材料の製造、販売及び販売代理
- (6) 土木建築機械の製造、加工、修理、販売、販売代理及び賃貸
- (7) 太陽光による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売
- (8) 不動産の売買、賃貸、管理、運営、仲介、斡旋及びコンサルティング
- (9) 損害保険の代理業
- (10) 陸上運送業及び倉庫業
- (11) レクリエーション、老人福祉、教育、医療等に関する施設の管理、運営
- (12) コンピュータシステムの開発、運用、保守業務並びにソフトウェアの開発、販売
- (13) 農林水産物の生産、加工、販売及び関連施設の運営並びに農林水産業関連技術の取得、開発、実施許諾及び販売
- (14) 橋梁、鉄骨、鉄塔、鉄構、造船、車輛その他鋼構造物の設計、製作および施工
- (15) 亜鉛鍍金
- (16) 融雪、凍結防止装置の設計、製作、施工および販売
- (17) 電子計算機による計算受託ならびにソフトウェアの開発および販売
- (18) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都江東区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億3,880万9,400株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招集手続)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、株主に対して招集通知を發するものとする。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 代理権を証する書面は、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は 20 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

- 第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 - 4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び業務執行取締役)

- 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
 - 3 代表取締役は、取締役会の決議に従い会社の業務を執行し、各自会社を代表する。

(取締役会の招集者及び議長)

- 第 22 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集手続)

- 第 23 条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役への委任)

- 第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

- 第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないとときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、OSJBホールディングス株式会社第6期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 OSJBホールディングス株式会社第6期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第31条第2項の定めるところによる。

3 当会社は、2021年3月31日以前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

4 2021年3月31日以前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、2020年12月23日開催の臨時株主総会の決議による変更前の定款第33条第2項の定めるところによる。

第2条 当会社は、当会社とOSJBホールディングス株式会社との間の吸収合併の効力発生日（以下、本条において「効力発生日」という。）において、当会社の株主名簿に記録されている普通株主に対し、効力発生日以降最初に開催される当会社の定期株主総会に係る議決権を付与する。なお、本項を適用する際、第3章に定める基準日の規定は適用しない。

2 効力発生日以降最初に開催される当会社の定期株主総会の剰余金の配当の基準日は、効力発生日とする。なお、本項を適用する際、第7章に定める剰余金の配当の基準日の規定は適用しない

3 本条は、効力発生日以降最初に開催される当会社の定時株主総会の終結日の経過をもってこれを削除する。

事 業 報 告

〔自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月 31日〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウィルス感染症拡大によって減速した海外経済の影響を受け急激に悪化し、輸出、生産はともに減少しております。また設備投資は、ソフトウェア投資の増加によりおおむね横ばいを維持しているものの、高い水準で推移していた企業収益や業況感も感染症とそれに伴う自粛の影響によって悪化しており、個人消費の急速な減少とともに、景気は全体として極めて厳しい状況にあります。

一方、公共投資につきましては、国の令和元年度一般会計予算の補正予算において約1.6兆円の予算措置が講じられたことにより、公共事業関連費は、前年度を上回っております。公共工事請負金額も対前年比106.8%と高水準で推移し、令和2年度当初予算の公共事業関係費がほぼ前年度並みの0.8%減となっていることから、関連予算執行の効果発現と併せ、全体として底堅く推移しております。

このような情勢の下で当社は、コアビジネスとしてのプレストレストコンクリート橋梁やニューマチックケーソン工法を中心とした一般土木工事及びプレストレストコンクリート建築工事に特化し、受注量確保に努めて参りました結果、当事業年度の受注高は549億8千6百万円となりました。その内訳は、建設事業のうち土木工事部門は484億3千万円、建築工事部門は31億3千万円、製品等兼業事業は34億2千5百万円となっております。

主な受注工事は、都財務城北中央公園調整池（戸田建設株式会社）、令和元年度河津下田道路河津ICランプ橋PC上部工事（国土交通省中部地方整備局）、中央自動車道（特定更新等）多摩川橋床版取替工事（平成30年度）（中日本高速道路株式会社）、東京モノレール羽田空港線 天空橋駅バリアフリー対策工事（モノレールエンジニアリング株式会社）、串本町役場新庁舎建設工事（谷地建設株式会社）等であります。

また、売上高につきましては469億4千5百万円となりました。その内訳は、建設事業のうち土木工事部門は409億9千6百万円、建築工事部門は32億9千7百万円、製品等兼業事業は26億5千1百万円であります。

主な完工工事は、日高自動車道新冠町大狩部橋上部工事（国土交通省北海道開発局）、山王橋雨水幹線下水道築造工事（フジタ・日本コムシス・二友組JV）、中央自動車道（特定更新等）辰野TN～伊北IC間改良工事（平成28年度）（中日本高速道路株式会社）、九州新幹線（西九州）、福重高架橋他（（独）鉄道建設・運輸施設

整備支援機構)、28福島分析・研究施設第1棟他新築工事(菱建商事株式会社)等であります。

損益の状況につきましては、全社を挙げて工事採算の向上や経費削減に取組んだことにより、営業利益は32億9千9百万円、これに受取配当金等の営業外収益が加算され経常利益は34億8千2百万円、法人税等を加味し当期純利益は24億3千7百万円となりました。

受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。(単位:百万円)

事業区分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木工事	54,589	48,430	40,996	62,023
	建築工事	2,509	3,130	3,297	2,342
兼業事業	製品等	2,116	3,425	2,651	2,890
合計		59,215	54,986	46,945	67,257

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

該当事項はありません。

② 設備投資

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は15億2千万円であり、主なものは工事用機械類の購入であります。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区分		第66期 (2016年4月1日～ 2017年3月31日)	第67期 (2017年4月1日～ 2018年3月31日)	第68期 (2018年4月1日～ 2019年3月31日)	第69期 (当期) (2019年4月1日～ 2020年3月31日)
受注高	(百万円)	57,968	43,604	55,257	54,986
売上高	(百万円)	43,397	44,616	43,901	46,945
当期純利益	(百万円)	2,817	2,288	2,689	2,437
1株当たり当期純利益	(円)	140,877.80	114,426.08	134,487.84	121,886.92
総資産	(百万円)	37,527	38,901	40,931	42,642
純資産	(百万円)	21,468	22,902	24,917	26,385
1株当たり純資産額	(円)	1,073,448.96	1,145,116.86	1,245,850.00	1,319,263.35

(4) 対処すべき課題

公共投資市場は、防災・減災対策や将来を見据えたインフラ老朽化対策の推進、整備新幹線の着実な整備やリニア中央新幹線プロジェクトの推進、全国の高速道路の大規模更新工事及び4車線化といった事業が引き続き展開され、今後の建設需要は底堅い見通しがあるものの、足元の新型コロナウィルスの感染症の拡大や収束時期の長期化による建設投資計画の見直しや工事発注時期の延期による受注機会の減少や売上高の減少等が懸念され、先行きの経営環境は不透明な状況が継続するものと予想されます。

このような環境認識のもと、当社では、事業と組織を成長させ、かつ安定させていくため、『わが社の成長と安定を企図する諸検討プロジェクト』を立ち上げ、“働き方改革”“生産性の向上”“人材の育成”の3つの課題に対する検討を進めております。

(5) 主要な事業内容

事業区分		事業内容
建設事業	土木工事	アーチレストコンクリート建設工事の調査、設計、請負及び監理 一般土木工事の調査、設計、請負及び監理
	建築工事	アーチレストコンクリート建設工事の調査、設計、請負及び監理 建築工事の調査、設計、請負及び監理
兼業事業	製品等	アーチレストコンクリート製品の設計、製造及び販売、土木建築材料の製造及び販売、土木建築機械の賃貸等

(6) 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況

① 当社

本社	東京都江東区
東北支店 営業所	宮城県仙台市青葉区 岩手・福島
東京支店 営業所 工場	東京都江東区 北海道・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・新潟・石川 関東（栃木県）
大阪支店 営業支店 営業所 工場	大阪府大阪市西区 名古屋・広島・四国（徳島県） 滋賀・兵庫・和歌山・島根・鳥取・高知 滋賀
福岡支店 営業支店 営業所 工場	福岡県福岡市中央区 沖縄 山口・長崎・熊本・宮崎・鹿児島 福岡

② 子会社

株式会社タイコー技建	茨城県つくば市
------------	---------

③ 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
689 (23)名	14 (0)名増

(注) 従業員は就業員数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はOSJBホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式 20,000 株（出資比率 100%）を保有しております。同社は、純粹持ち株会社であります。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引が当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との間で資金の借入、貸付を行っておりますが、OSJBホールディングスグループにおける金利軽減策としての貸借であり、利率は市場金利等を勘案して決定しております。

また、当社は、親会社に対して債務の保証を行っておりますが、取引に当たっては、その必要性及びグループにおける合理的経営の視点等に留意し、公正かつ適正に判断しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、取締役会において、資金の借入、貸付について市場金利等を勘案して決定する等、親会社との取引について多面的な議論を行い、当該取引の実施の可否を決定していることから、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見該当事項はありません。

③ 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社タイコー技建	20 百万円	100%	建設工事、工事機材の運搬

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主な借入先及び借入額

借入先	借入残高
O S J B ホールディングス株式会社	11 億 3 千 1 百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
O S J B ホールディングス 株式会社	20,000 株	100%	－株	－ %

(2) その他株式に関する重要な事項

- | | |
|--------------|----------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000 株 |
| ② 発行済株式の総数 | 20,000 株 |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 1 名 |

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

当事業年度末における取締役及び監査役は次のとおりです。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大野達也	O S J B ホールディングス株式会社 代表取締役社長
取締役	正司明夫	技術本部長 (兼) 情報システム担当 O S J B ホールディングス株式会社 取締役
取締役	橋本幸彦	管理本部長 (兼) 経営企画担当 (兼) 安全・品質・環境担当 O S J B ホールディングス株式会社 取締役

取 締 役	遊 津 一 八	土木事業本部長 (兼) 建築担当 O S J B ホールディングス株式会社 取締役
取 締 役	大 石 龍太郎	技術担当
取 締 役	竹 田 雅 明	管理本部経理・財務部長 (兼) 法務コンプライアンス担当
監 査 役	高 井 繁	
監 査 役	久 米 清 忠	O S J B ホールディングス株式会社 監査役
監 査 役	小 林 弘 幸	O S J B ホールディングス株式会社 監査役

(注) 1. 地位並びに担当等は、2020年3月31日現在で記載しております。

(2) 執行役員の氏名等

当社は経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行機能の活性化のため、執行役員制度を採用しております。

当事業年度末における執行役員は次のとおりです。

会社における地位	氏 名	担 当
常務執行役員 ※	正 司 明 夫	技術本部長 (兼) 情報システム担当
常務執行役員	鈴 木 正 道	東京支店長
常務執行役員	大 島 鶴 朗	大阪支店長
執 行 役 員 ※	橋 本 幸 彦	管理本部長 (兼) 経営企画担当 (兼) 安全・品質・環境担当
執 行 役 員 ※	遊 津 一 八	土木事業本部長 (兼) 建築担当
執 行 役 員 ※	大 石 龍太郎	技術担当
執 行 役 員 ※	竹 田 雅 明	管理本部経理・財務部長 (兼) 法務コンプライアンス担当
執 行 役 員	角 本 周	営業本部事業開発部長
執 行 役 員	水 野 敏 昭	東京支店副支店長 (兼) 東京支店営業部長
執 行 役 員	山 崎 直 人	福岡支店長
執 行 役 員	大 信 田 秀 治	営業本部長
執 行 役 員	神 山 正 成	東北支店長

執 行 役 員	二 井 谷 教 治	技術本部技師長
---------	-----------	---------

(注) 1. ※を付した執行役員は、取締役を兼務しております。

2. 2019年6月14日付をもって次の者が執行役員に就任いたしました。

神 山 正 成 執行役員

二 井 谷 教 治 執行役員

3. 2020年4月1日付をもって次のとおり異動がありました。

氏 名	会社における地位及び担当又は主な職業			
	異 動 前		異 動 後	
角 本 周	執行役員	営業本部事業開発部長	執行役員	営業本部副本部長
水 野 敏 昭	執行役員	東京支店副支店長 (兼) 東京支店営業部長	執行役員	東京支店副支店長

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (0)	58百万円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (0)	18百万円 (-)
合 計	9名	77百万円

(注) 1. 取締役の報酬には執行役員兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2019年6月14日開催の第68期定時株主総会において、取締役に対する株式報酬制度を導入し、2024年3月末日で終了する5事業年度の間に合計金90百万円を拠出限度としたポイントが付与され、別途報酬として支払われるものとしてご承認いただいております。

3. 2019年12月26日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額は年額200百万円以内、監査役の報酬額は年額40百万円以内とご承認いただいております。

(※取締役に対する株式報酬額とは別枠)

4. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度で計上した、取締役に対する株式報酬引当金繰入額8百万円が含まれております。

②社外役員が親会社から受けた役員報酬等の額
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査法人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15 百万円

(注) 1. 監査役は、前年度の監査実績の分析を行い、当年度の監査体制、監査計画、要員計画及び監査予定時間等を勘案すると併に、経営執行部からの資料と報告を受け監査報酬見積りの相当性等を確認し、合理的な水準であると判断して同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役は、解任については会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当し或いはそれに準じる事実を認め且つ改善の見込みが認められない場合に、また、不再任については会計監査人の業務執行状況、経済状況等諸般の事情を総合的に勘案して会計監査人を再任しないことが適切妥当と判断する場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容の決定を行う方針です。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2014年12月3日開催の取締役会にて、当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制（「内部統制システムの基本方針について」）を決議しておりますが、2017年8月8日開催の取締役会にて「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしました。改定後の内容は以下の通りです。

当社及び当社の子会社を含む当社グループ（以下、「当社グループ」といいます）は、「経営理念」、「企業行動規範」に基づき、安定した、より堅固な経営基盤を構築するため、グループの業務運営の適正性・適法性を確保する内部統制システムを整備しております。その状況を監視し実効性を担保するために、当社の取締役等が出席する定期的・随時監査評議会を開催するなど、監査機能の充実化を行っております。

期開催の「グループ経営会議」を、当社グループの情報を適時に共有し、重要事項の審議を行う機関として設置しております。

- ① 当社グループは、内部統制をコーポレート・ガバナンス確保のための重要な基盤と認識し、当社グループが持続的に成長して、堅固な経営基盤を保持し、企業価値を高めていくために、内部統制の強化とその有効性の継続的な監視を行なっていきます。
- ② 当社グループは、内部統制の整備・運用状況については、規範・組織・教育の観点から継続的に評価し、必要に応じて改善を行ない、実効性のある体制の構築に努めます。
- ③ 当社グループは、グループ各社の役職員が企業活動を行なううえで、目標となる経営理念及び守るべき行動規範を定めて企業倫理の徹底を図ります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、定められた重要な業務執行に関する事項を決定し、取締役は、取締役会を通じ他の取締役の業務執行を監督する。
- ② 「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」において、監査役は取締役の職務の執行を監視するとともに内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要があると認めたときは、取締役に対しその改善を助言、勧告を行うなど適切な措置を講じる。また、法令・定款に違反する恐れがある事実及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、遅滞なく取締役会に報告する。
- ③ 「コンプライアンス規程」及び「企業倫理ヘルプライン規程」において、法令違反行為のみならず、あらゆるコンプライアンスに関する事項を対象とした社内通報制度を定め、取締役の職務執行も対象とすることにより、監視体制の強化を図る。
- ④ 当社グループの全ての役職員は、当社の親会社の「内部通報制度運用規程」に基づき、親会社の監査役や弁護士等を受付窓口とした内部通報制度を利用する体制を整備する。
- ⑤ コンプライアンスに関する規程として「企業行動規範」を制定し、役職員の教育を行うとともにコンプライアンスの状況を監査し、また「企業行動規範」の中には、公正で自由な競争に基づく事業活動の推進、社会との調和に関する項目などを明記し適切に対応する。
- ⑥ 法令又は定款に違反した役職員については、社内規程に基づき取締役会で処分する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁媒体に適正に記録し、取扱

いについては、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクに対応するため、「リスク管理規程」を制定し、「リスク管理委員会」を当社グループのリスク管理機関として、リスク管理の対応状況をモニタリングし、必要な措置について審議する体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画及び年度予算に基づき、「グループ経営会議」を通じて当社グループの目標達成状況を監視し、取締役会において業績について報告、審議する。
- ② 「取締役会規程」及び「稟議規程」に定める取締役会への付議事項については、社内規程に則り事前に「グループ経営会議」にて審議することにより、取締役会が効率的に管理・監督できる体制を構築する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」において、グループ運営上重要な子会社業務における承認事項及び報告事項を定め、子会社に対し当該事項に係るグループ経営会議での審議又は取締役会の承認を義務付け、中期経営計画、年度事業計画の策定等、グループ全社の状況を管理・監督し、業務の適正及び効率性を確保する。
- ② 子会社のリスク管理の運用状況を確認するため、「リスク管理委員会」において子会社のリスク対応計画について報告を義務付け、定期的に管理状況のモニタリングを実施し、その審議内容を取締役会及び「グループリスク管理委員会」に報告する。
- ③ 「コンプライアンス規程」及び「企業倫理ヘルプライン規程」は当社グループすべての役職員に対し適用するものとしており、子会社のコンプライアンスの周知・徹底の為の教育・研修といった活動を支援し、監視体制を整備する。
- ④ 監査室は子会社の業務の執行を監査し、法令又は定款に違反する恐れのある行為に対しては、子会社に対し是正を勧告する体制を構築する。
- ⑤ 当社の親会社の「関係会社管理規程」で定める重要事項については、親会社の取締役会の承認 手続きを経る体制とし、親会社が主管する「グループ経営会議」において事前に審議することにより、当社グループの取締役会の業務の適正及び効率性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当

該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに、監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役より職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、内部監査機関である監査室が補助し、監査室員の任命、異動と人事評価については監査役と協議を行うこととする。
- ② 監査役は当該使用人に対し補助業務の指揮命令権を有し、監査役の指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。

(7) 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制等

- ① 取締役は、内部監査の結果並びに法令・定款に違反する恐れがある事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を直ちに監査役に報告する。また、監査役は取締役から経営上の重要な事実についても、その報告を求めることができる体制を整備する。
- ② 監査役は、代表取締役と定期的に会合（及び、必要に応じて、各担当取締役と会合）を持つことにより監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題や会社を取り巻くリスク等経営上の諸問題について意見を交換する体制を整備する。
監査役は、平素より子会社の取締役及び使用人等との意思疎通を図り、監査を有効かつ効率的に進めるために内部監査部門と緊密な連携を行い、監査の継続的な改善に努める。
- ③ 監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し当該報告を行ったことを理由にして、解雇その他不利益な取扱いを受けることのないよう、規程に定め報告者本人の保護に適切に対応する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 「監査役監査基準」において監査役がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、その費用を負担する旨を定め、監査の環境整備を行う。
- ② 「監査役協議会規程」及び「監査役監査基準」において、代表取締役との定期的会合、内部監査部門等との連携及び会計監査人との連携を定め監査体制の実効性を高める。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む体制を構築する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めています。本年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取組は以下のとおりです。

1. (コンプライアンスに関する取組)

・「企業行動規範」「コンプライアンス規程」「内部者取引に関する規程」を定め、社内イントラネットに掲載し周知するとともに、コンプライアンス・内部統制研修（階層別研修（4回）、支店会議体教育（5回））の実施。各支店にコンプライアンス推進担当者を設置し、不正再発防止策の浸透に向けてコンプライアンス推進担当者会議を5回開催し、昨年に続き社員、現場代理人、各部門長等による「コンプライアンスを遵守する旨の誓約書」の提出を実施しております。また親会社からのメールマガジン、コンプライアンス通信の情報配信（各12回）や、定期的なミニテスト、啓蒙ポスターの掲示、「コンプライアンスハンドブック」の配付、コンプライアンス理解度テスト等を利用して法令遵守の意識の向上と不正行為の防止に努めております。

・「企業倫理ヘルpline規程」において相談・通報者に対する保護を明記し、法務コンプライアンス室が窓口となって適切な対応をとっております。またグループ役職員が利用できるO S J Bホールディングスの「内部通報制度」では、協力会社役職員も利用ができる体制としております。

2. (リスク管理に関する取組)

・「リスク管理規程」に基づき、本年度はリスク管理委員会を2回（8月、2月）開催しております。同委員会において、当社各部門及び子会社から報告された重点リスク対応計画の進捗について定期的にモニタリングを行い、管理状況を取締役会に報告し、グループリスク管理委員会並びに親会社取締役会への報告をしております。

3. (職務執行に関する取組)

・取締役会規程等に基づき取締役会における決議事項等の意思決定の手続きを定め、経営会議を社長の意思決定のための協議機関とし、職務執行の効率化を図っております。本年度は取締役会を計16回開催し、グループ経営会議は18回開催しております。

4. (子会社管理に関する取組)

・「関係会社管理規程」において子会社業務における承認・報告事項を定め、グループ経営会議やリスク管理委員会を通じ、子会社の執行の管理監督を適切に行うとともに、取締役会において子会社から業務執行状況の報告を受けております。

・当社及び子会社を対象にした内部監査は38回、73部署で実施し、監査結果についてグループ経営会議にて報告を行い、グループ全体で情報の共有を図っております。

5. (監査役監査に関する取組)

- ・当社の監査役は、監査を有効かつ効率的に進めるために取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役、会計監査人並びに当社の内部監査部門と定期的に情報交換を行っております。

第 69 期

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

オリエンタル白石株式会社

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	33,823	流 動 負 債	13,673
現 金 預 金	9,143	工 事 未 払 金	8,031
受 取 手 形	1,668	1年内返済予定の長期借入金	285
完 成 工 事 未 収 入 金	18,638	未 払 金	1,228
未 成 工 事 支 出 金	118	未 払 費 用	246
仕 挂 品	217	未 払 法 人 税 等	311
材 料 貯 藏 品	154	未 成 工 事 受 入 金	2,191
前 払 費 用	91	預 り 金	1,284
短 期 貸 付 金	3	完 成 工 事 补 償 引 当 金	76
立 替 金	2,756	工 事 損 失 引 当 金	16
未 収 入 金	51	そ の 他	1
未 収 消 費 税 等	909		
そ の 他	72	固 定 負 債	2,583
貸 倒 引 当 金	△2	長 期 借 入 金	845
		退 職 給 付 引 当 金	1,738
固 定 資 産	8,819		
有 形 固 定 資 産	5,870	負 債 合 計	16,257
建 物 ・ 構 築 物	1,155	(純 資 産 の 部)	
機 械 ・ 運 搬 具	2,437	株 主 資 本	26,068
工 具 器 具 ・ 備 品	112	資 本 金	500
土 地	2,075	資 本 剰 余 金	6,543
建 設 仮 勘 定	89	資 本 準 備 金	500
無 形 固 定 資 産	218	そ の 他 資 本 剰 余 金	6,043
ソ フ ト ウ エ ア	215	利 益 剰 余 金	19,025
そ の 他	3	利 益 準 備 金	547
投 資 そ の 他 の 資 産	2,730	そ の 他 利 益 剰 余 金	18,478
投 資 有 價 証 券	2,048	特 別 償 却 準 備 金	110
関 係 会 社 株 式	3	別 途 積 立 金	2,503
長 期 貸 付 金	8	繰 越 利 益 剰 余 金	15,864
破 産 債 権 、 更 生 債 権 等	646	評 価 ・ 換 算 差 額 等	316
長 期 差 入 保 証 金	164	そ の 他 有 價 証 券 評 価 差 額 金	316
繰 延 税 金 資 産	468		
そ の 他	85		
貸 倒 引 当 金	△695	純 資 産 合 計	26,385
資 产 合 計	42,642	負 債 ・ 純 資 産 合 計	42,642

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)

(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売 上 高		
完 成 工 事 高	44,294	
製 品 等 売 上 高	2,651	46,945
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	37,949	
製 品 等 売 上 原 価	2,118	40,067
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	6,344	
製 品 等 総 利 益	533	6,877
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,577
営 業 利 益		3,299
當 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	125	
機 械 等 賃 貸 収 入	4	
ス ク ラ ツ プ 売 却 益	10	
特 許 権 使 用 料	25	
財 産 評 定 損 戻 入 益	42	
そ の 他 営 業 外 収 益	27	236
當 業 外 費 用		
支 払 利 息	12	
工 事 前 受 金 保 証 料	23	
そ の 他 営 業 外 費 用	17	53
經 常 利 益		3,482
税 引 前 当 期 純 利 益		3,482
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,028	
法 人 税 等 調 整 額	15	1,044
当 期 純 利 益		2,437

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本										株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金								
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	500	500	6,043	6,543	547	147	2,503	14,321	17,519	24,563		
当期変動額												
剰余金の配当			-						△932	△932	△932	
特別償却準備金の積立			-			△36		36	-	-		
当期純利益			-					2,437	2,437	2,437		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			-						-	-		
当期変動額合計			-			△36		1,542	1,505	1,505		
当期末残高	500	500	6,043	6,543	547	110	2,503	15,864	19,025	26,068		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	353	353	24,917
当期変動額			
剰余金の配当			△932
特別償却準備金の積立			-
当期純利益			2,437
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△37	△37	△37
当期変動額合計	△37	△37	1,468
当期末残高	316	316	26,385

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

・未成工事支出金

個別法による原価法

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物・構築物については定額法、その他については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物 3年～34年

機械・運搬具、工具器具・備品 3年～6年

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

③ 工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち損失が見込まれ、かつ、損失額を合理的に見積ることができる工事について、当該損失見積額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までに帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

O S J B ホールディングス株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	94百万円
構築物	6百万円
土地	422百万円

(注) 銀行取引、手形・小切手債務（極度額）500百万円の担保に供しており、O S J B ホールディングス株式会社が金融機関より借り入れしている期末対象取引残高は500百万円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

6,902百万円

(3) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

(4) 債務保証

金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

金融機関からの借入債務	1,071百万円
計	1,071百万円

上記のほか、当社は、O S J B ホールディングス株式会社が金融機関との間で締結したシンジケーション方式によるコミットメントライン契約に基づき、同社が貸付人に対して負担する一切の債務について、貸付人に対して連帯保証しております。なお、当該コミットメントライン契約の極度額は4,500百万円であり、当事業年度末において借入実行残高はありません。

(5) 関係会社に対する金銭債権債務

① 関係会社に対する短期金銭債権	7百万円
② 関係会社に対する短期金銭債務	1,670百万円
③ 関係会社に対する長期金銭債務	845百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による売上高	46,642百万円
(2) 売上原価に含まれる 工事損失引当金繰入額(△は戻入額)	△ 8百万円
(3) 関係会社との取引高	
① 関係会社に対する売上高	12百万円
② 関係会社からの仕入高	2,100百万円
③ 関係会社との営業取引以外の取引高	110百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式	20,000株
-------------------------------------	---------

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月14日 定時株主総会	普通株式	932	46,620	2019年3月31日	2019年6月17日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月16日 定時株主総会	普通株式	929	利益剰余金	46,465	2020年3月31日	2020年6月17日

(注) 2020年6月16日開催の定時株主総会の議案として上記配当に関する事項を提案している。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	685百万円
完成工事補償引当金	23百万円
未払事業税等	57百万円
貸倒引当金	198百万円
その他	73百万円
繰延税金資産 小計	1,038百万円
評価性引当額	△ 259百万円
繰延税金資産 合計	778百万円

繰延税金負債

連結納税による時価評価損	△121百万円
特別償却準備金	△48百万円
その他有価証券評価差額金	△139百万円
繰延税金負債 合計	△309百万円
繰延税金資産の純額	468百万円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金の調達は、金融機関とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しているOSJBホールディングス株式会社からの借入による方針としております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については期末において時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
①	現金預金	9,143	9,143	-
②	受取手形	1,668	1,668	-
③	完成工事未収入金	18,638	18,638	-
④	短期貸付金	3	3	-
⑤	立替金	2,756	2,756	-
⑥	投資有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	542 1,164	540 1,164	△1 -
⑦	長期貸付金 貸倒引当金 計	8 - 8	8 - 8	- - -
⑧	破産債権、更生債権等 貸倒引当金 計	646 (646) -	646 (646) -	- - -
⑨	工事未払金	(8,031)	(8,031)	-
⑩	1年内返済予定の長期借入金	(285)	(285)	-
⑪	未払金	(1,228)	(1,228)	-
⑫	預り金	(1,284)	(1,284)	-
⑬	長期借入金	(845)	(834)	△11

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

①現金預金、②受取手形、③完成工事未収入金、④短期貸付金、⑤立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥投資有価証券

この時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっており、株式は市場価格によっております。

⑦長期貸付金、⑧破産債権、更生債権等

これらについては、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価しております。

⑨工事未払金、⑩1年内返済予定の長期借入金、⑪未払金、並びに ⑫預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑬長期借入金

一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額341百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難とみとめられるため、「⑥投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 関係会社株式（貸借対照表計上額3百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難とみとめられるため、上表には記載しておりません。

7. 関連当事者情報

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	O S J B ホールディングス 株式会社	被所有 直接100%	資金の貸付 資金の借入 役員の兼任 債務の保証	資金の返済	285	1年内返済予定の長期借入金	285
						長期借入金	845
				連結納税精算	199	未払金	725

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 タイコー技建	所有 直接100%	固定資産の発注 兼業事業売買	固定資産の購入 (注1)	599	未払金	191
				兼業事業売買 (注1)	1,722	工事未払金	439

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 固定資産の購入価格、兼業事業売買の価格については、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(3) 弟兄会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	日本橋梁株式会社	なし	工事の共同施工	建設工事の共同企業体 (注1)	4,963	工事立替金	1,573
						預り金	602

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 工事の共同施工については、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,319,263円35銭

(2) 1株当たり当期純利益 121,886円92銭

9. 追加情報

取締役等に対する株式報酬制度

当社は、当会計年度の第2四半期会計期間より、当社の親会社であるO S J Bホールディングス株式会社（以下「親会社」といいます。）の株式価値と当社取締役・執行役員（以下、「対象取締役等」という。）の報酬との連動性をより明確にし、対象取締役等が親会社の株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、対象取締役等に対する株式報酬制度（以下本制度）を導入しております。

（1）本制度の概要

本制度は、親会社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が親会社株式を取得し、当社が対象取締役等に付与するポイントの数に相当する数の親会社株式が本信託を通じて対象取締役等に対して交付される株式報酬制度であります。なお、対象取締役等が親会社株式の交付を受ける時期は、原則として対象取締役等の退任時であります。

また、上記の当会計年度における負担額は、販売費及び一般管理費に計上しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

オリエンタル白石株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 大介
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 丸喜
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖仁
業務執行社員



監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリエンタル白石株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

私たち監査役は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役は、監査役間の協議により監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役間の協議により定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、過去に発生しました従業員による不正行為に対する再発防止策について、監査役として今後とも当該施策の継続的な運用及びその実効性について監視及び検証を実施いたします。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月26日

オリエンタル白石株式会社

常勤監査役

高井

印

監査役

久米清忠

印

監査役

小林弘幸

印